

北広島町人権教育・啓発推進プラン（第2次）

令和6年3月

北広島町・北広島町教育委員会



目 次


第1章	はじめに.....	3
1	策定の趣旨.....	3
2	プランの位置づけ.....	3
3	プランの計画期間.....	3
第2章	人権問題に関する町民意識調査からみる現状.....	4
1	町民意識調査の結果（人権全般）.....	4
第3章	課題.....	12
1	広報・啓発の充実.....	12
2	相談・支援体制の強化.....	12
3	関係機関等との連携.....	12
第4章	人権教育の推進方策.....	13
1	学校教育における人権教育の推進.....	13
2	社会教育における人権教育の推進.....	14
第5章	人権啓発の推進方策.....	15
1	基本的な考え方.....	15
1)	人権に関する基本的な知識の習得.....	15
2)	個性を尊重する意識の醸成.....	16
3)	実際の行動への反映.....	16
2	各人権課題に対する取り組み.....	17
1)	女性.....	17
2)	子ども.....	19
3)	高齢者.....	21
4)	障がい者.....	23
5)	同和問題.....	25
6)	外国人.....	27
7)	性的指向・性自認.....	28
8)	感染症患者等.....	29
9)	刑を終えて出所した人.....	30
10)	犯罪被害者等.....	31
11)	インターネットによる人権侵害.....	31
12)	国及び他団体と協力していく分野.....	34
第6章	プランの推進に向けて.....	35
1	推進体制.....	35
2	国・県等との連携・協力.....	35
3	フォローアップ及び見直し.....	35



用語解説..... 36
 関係法令..... 40

西暦・和暦 早見表

西暦（年）	和暦（年）	西暦（年）	和暦（年）	西暦（年）	和暦（年）
1963	昭和38	1985	昭和60	2007	平成19
1964	昭和39	1986	昭和61	2008	平成20
1965	昭和40	1987	昭和62	2009	平成21
1966	昭和41	1988	昭和63	2010	平成22
1967	昭和42	1989	平成元	2011	平成23
1968	昭和43	1990	平成2	2012	平成24
1969	昭和44	1991	平成3	2013	平成25
1970	昭和45	1992	平成4	2014	平成26
1971	昭和46	1993	平成5	2015	平成27
1972	昭和47	1994	平成6	2016	平成28
1973	昭和48	1995	平成7	2017	平成29
1974	昭和49	1996	平成8	2018	平成30
1975	昭和50	1997	平成9	2019	令和元
1976	昭和51	1998	平成10	2020	令和2
1977	昭和52	1999	平成11	2021	令和3
1978	昭和53	2000	平成12	2022	令和4
1979	昭和54	2001	平成13	2023	令和5
1980	昭和55	2002	平成14	2024	令和6
1981	昭和56	2003	平成15	2025	令和7
1982	昭和57	2004	平成16	2026	令和8
1983	昭和58	2005	平成17	2027	令和9
1984	昭和59	2006	平成18	2028	令和10



第1章 はじめに

1 策定の趣旨

平成18年12月に策定した「北広島町人権・啓発指針」に基づき、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、令和元年9月に北広島町人権教育・啓発推進プラン（以下、「プラン」という）を策定し、町民が人権尊重の意識を高め、互いに人として尊重し合い、だれもがいきいきと生活できる社会づくりに向け、人権教育・啓発に取り組んできました。

しかしながら、依然として人権尊重に関する意識改革は十分でなく、引き続き取り組む必要があります。

また、性的指向や性自認に対する社会の関心の高まりといった状況変化や、インターネットを通じた個人の名誉やプライバシーの侵害などの新たな課題についても、対応していくことが必要となっています。

加えて、それぞれの人権課題で実施している啓発をより効果的・効率的に実施していくためには更に連携を図る仕組みづくりが必要です。

このような状況を踏まえ、今後5年間の取組をまとめたプラン（第2次）を策定するものです。

2 プランの位置づけ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年法律第147号）第5条に基づき、本町の基本方針等を定めた「北広島町人権教育・啓発指針」の実施計画に位置づけます。

3 プランの計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

第2章 人権問題に関する町民意識調査からみる現状

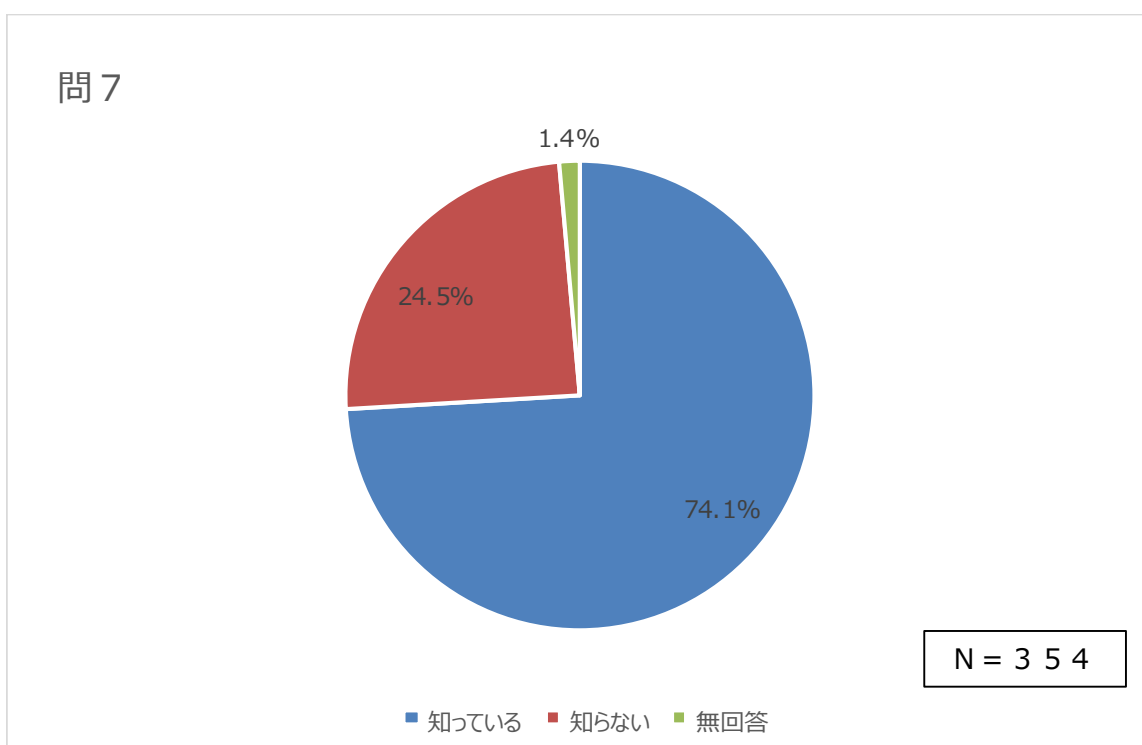
1 町民意識調査の結果（人権全般）

本町では、人権を尊重する地域づくりを進めるために、人権に関するさまざまな施策に取り組んでいます。令和4年度には町民を対象に「人権問題に関する町民意識調査」を実施しました。調査対象は、18歳以上の男女1,000人で、無作為に抽出し、郵送により調査回答票の配布し、354人から回答がありました。

この章では、この町民意識調査結果から、本町の人権問題（人権全般）の現状に触れていきます。

なお、グラフ及び表中の「N」は集計対象者の総数を表しています。

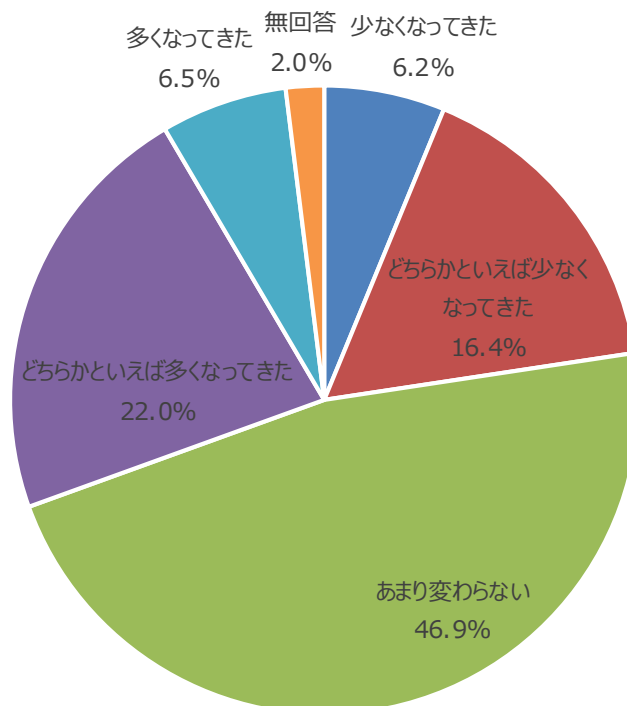
- 1) あなたは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、憲法で保障されていることを知っていますか。（回答は1つ）【人権に関する町民意識調査 問7】



○基本的人権についての問いに対しては、「知っている」と答えた人の割合が74.1%、「知らない」と答えた人の割合が24.5%でした。いまだ「知らない」人が一定数存在します。

2) 新聞、テレビなどで「人権が侵害された」というニュースが報道されることがありますが、あなたは、この5～6年の間に、日本で、人権が侵害されるようなことについて、どのように変わってきたと思いますか。(回答は1つ) 【人権に関する町民意識調査 問8】

問8



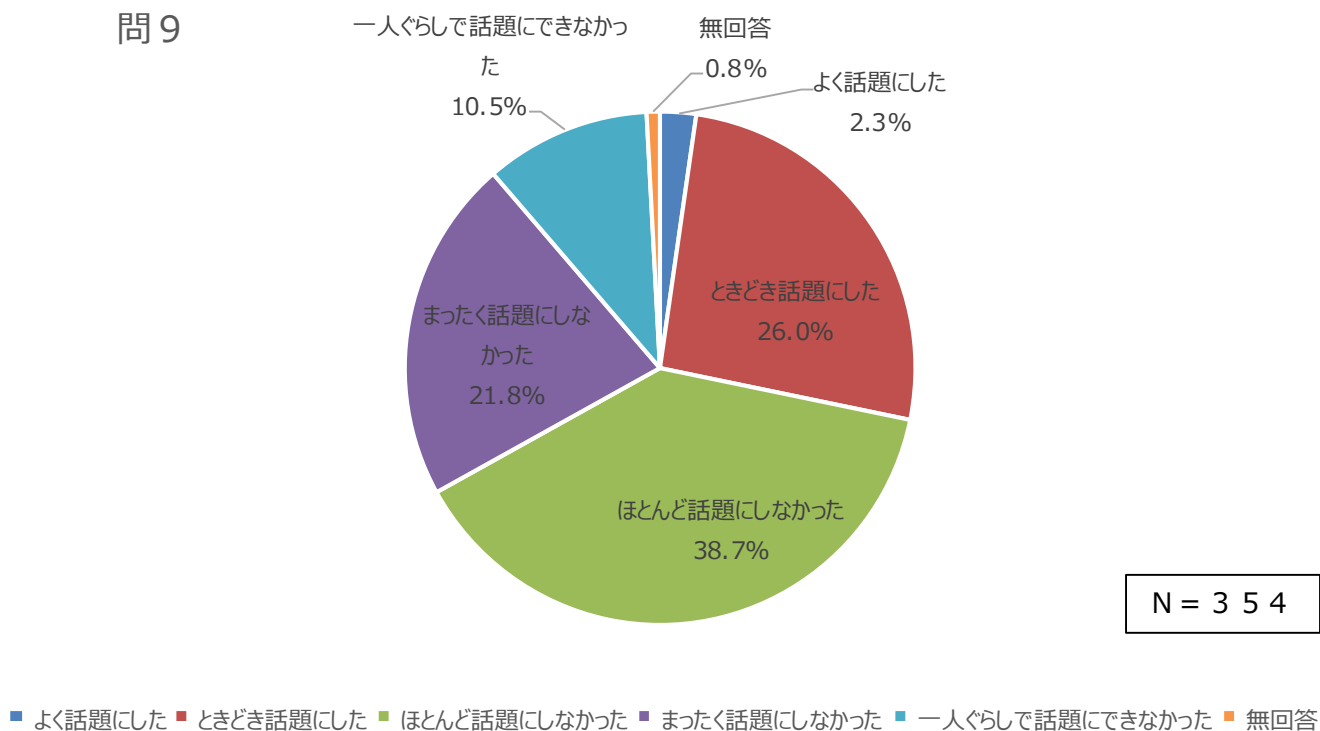
N = 354

■ 少なくなってきた ■ どちらかといえば少なくなってきた ■ あまり変わらない ■ どちらかといえば多くなってきた ■ 多くなってきた ■ 無回答

○人権侵害の推移については、「少なくなってきた」や「どちらかといえば少なくなってきた」と答えた人の割合が合計で22.6%、「あまり変わらない」が46.9%、「どちらかといえば多くなってきた」「多くなってきた」の合計が28.5%でした。半分弱の人が変化を感じておらず、少なくなってきたと感じている人よりも多くなってきたと感じている人の方が多い状況です。

3) あなたは、この1年間にご家族との間で人権問題について、どのくらい話題にされましたか。(回答は1つ) 【人権に関する町民意識調査 問9】

問9

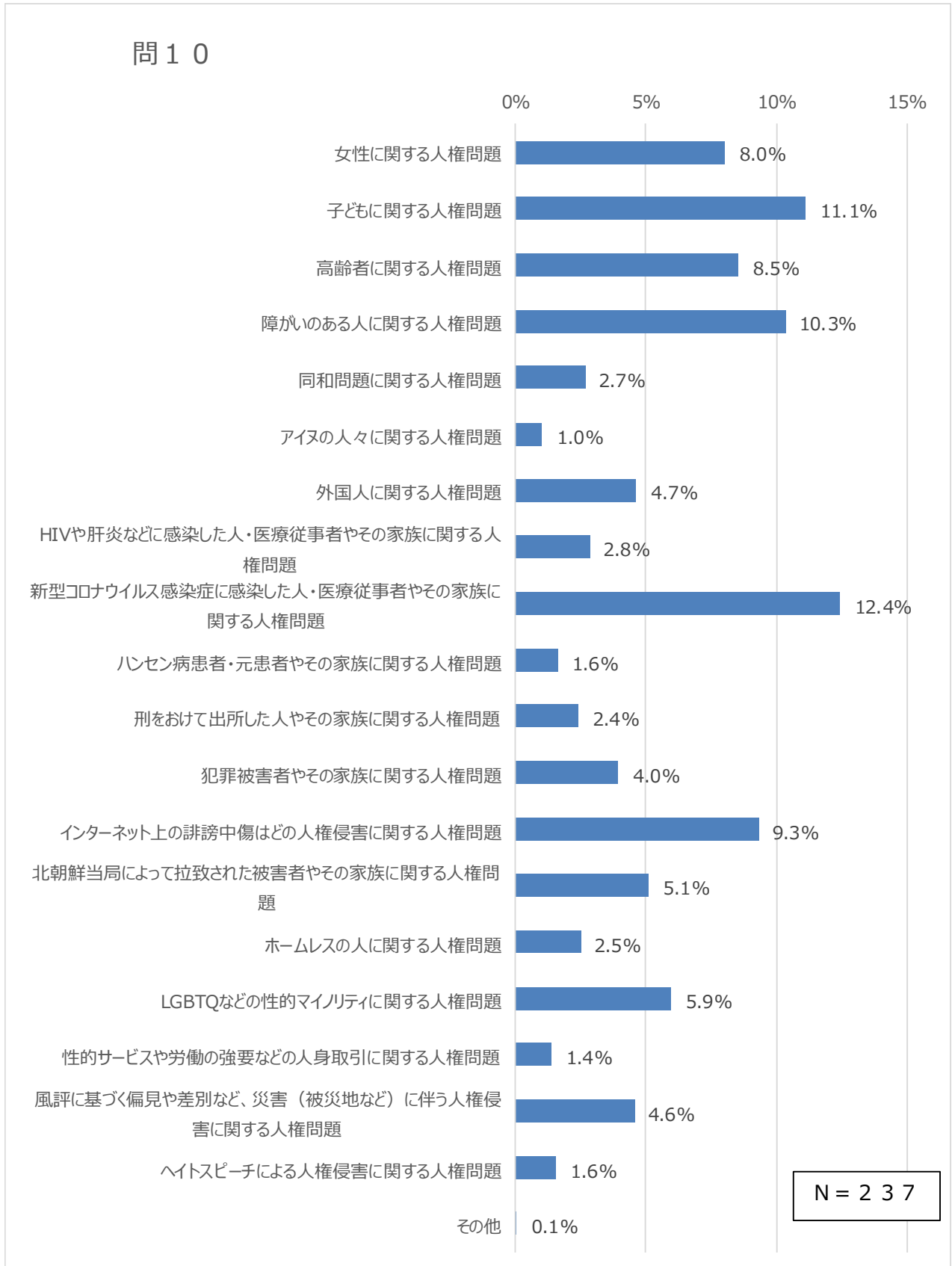


○人権問題の話題については、「よく話題にした」「ときどき話題にした」の合計が28.3%であり、話題にする家族もありますが、「まったく話題にしなかった」21.8%、「ほとんど話題にしなかった」38.7%であり、あまり話題にされていない家族が多いことがわかります。



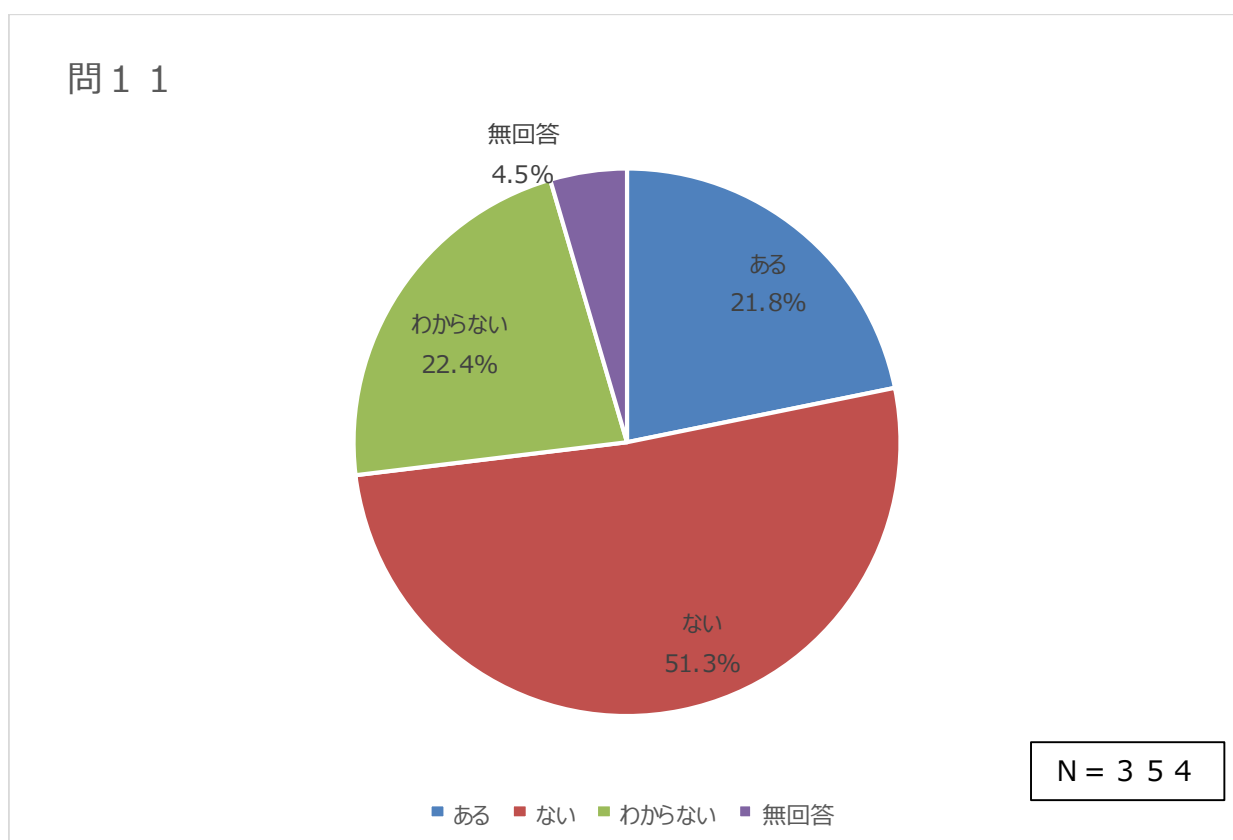
4) 前の問い(問9)で、人権問題について話題にされた方におたずねします。話題にされたのは、どのような人権問題ですか。あてはまるものすべて選んでください。

【人権に関する町民意識調査 問10】



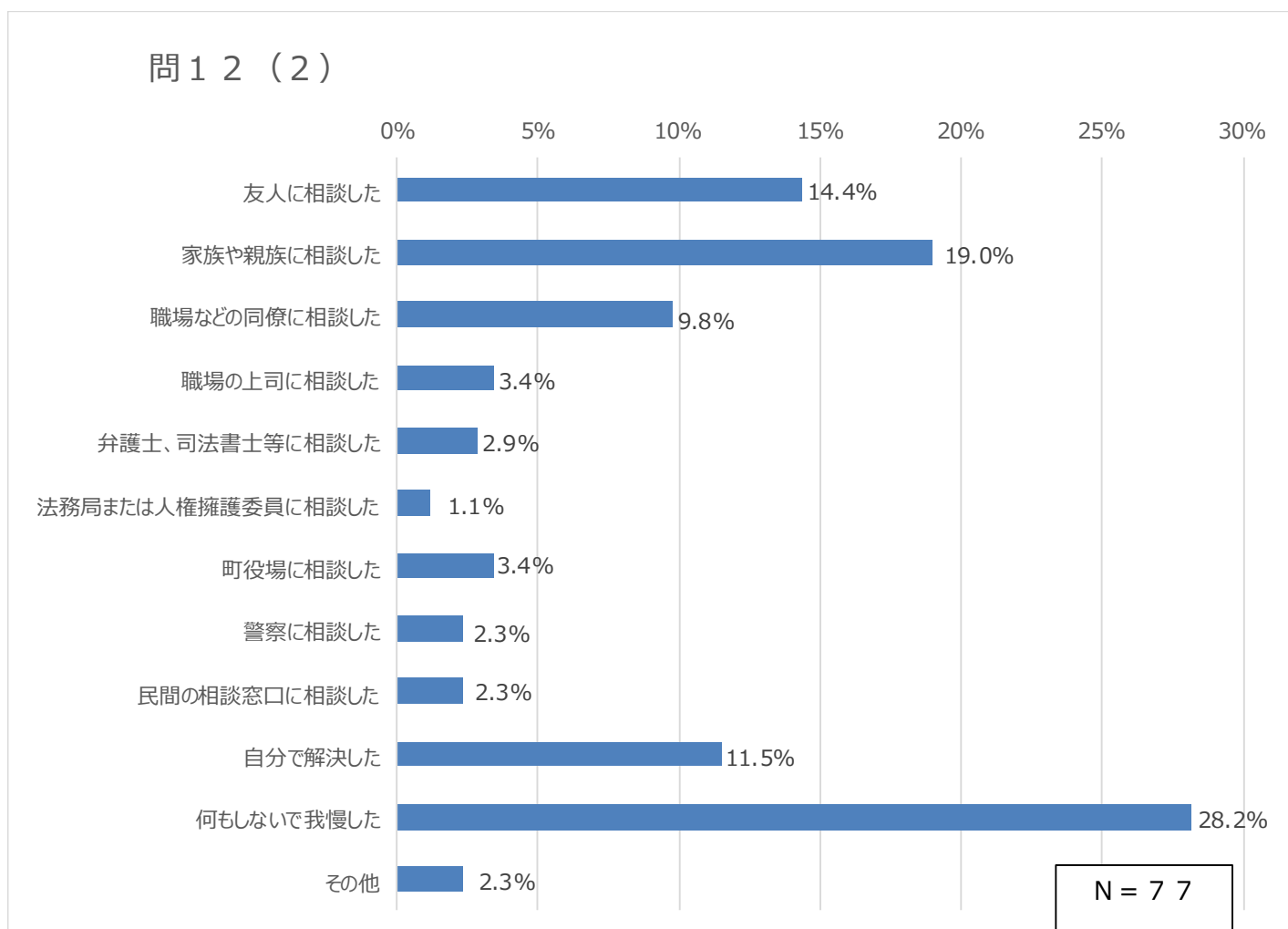
○近年の世相を反映し、「新型コロナウイルス感染症に感染した人・医療従事者やその家族に関する人権問題」が最も多く、次いで、「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害に関する人権問題」といった身近な人権問題についても話題にされています。また、「L G B T Qなどの性的マイノリティに関する人権問題」についても関心が増えてきています。

5) あなたは、今までに、自分の人権が侵されたと思ったことがありますか。(回答は1つ) 【人権に関する町民意識調査 問11】



○人権が侵されたと思ったことが「ない」は51.3%ですが、21.8%の人が「ある」と答えています。人権が侵されたと思ったことがある人が5人に1人の割合でいることがわかります。

6) 人権が侵されたと思った時、どのような対応をされましたか。【人権に関する町
民意識調査 問12(2)】

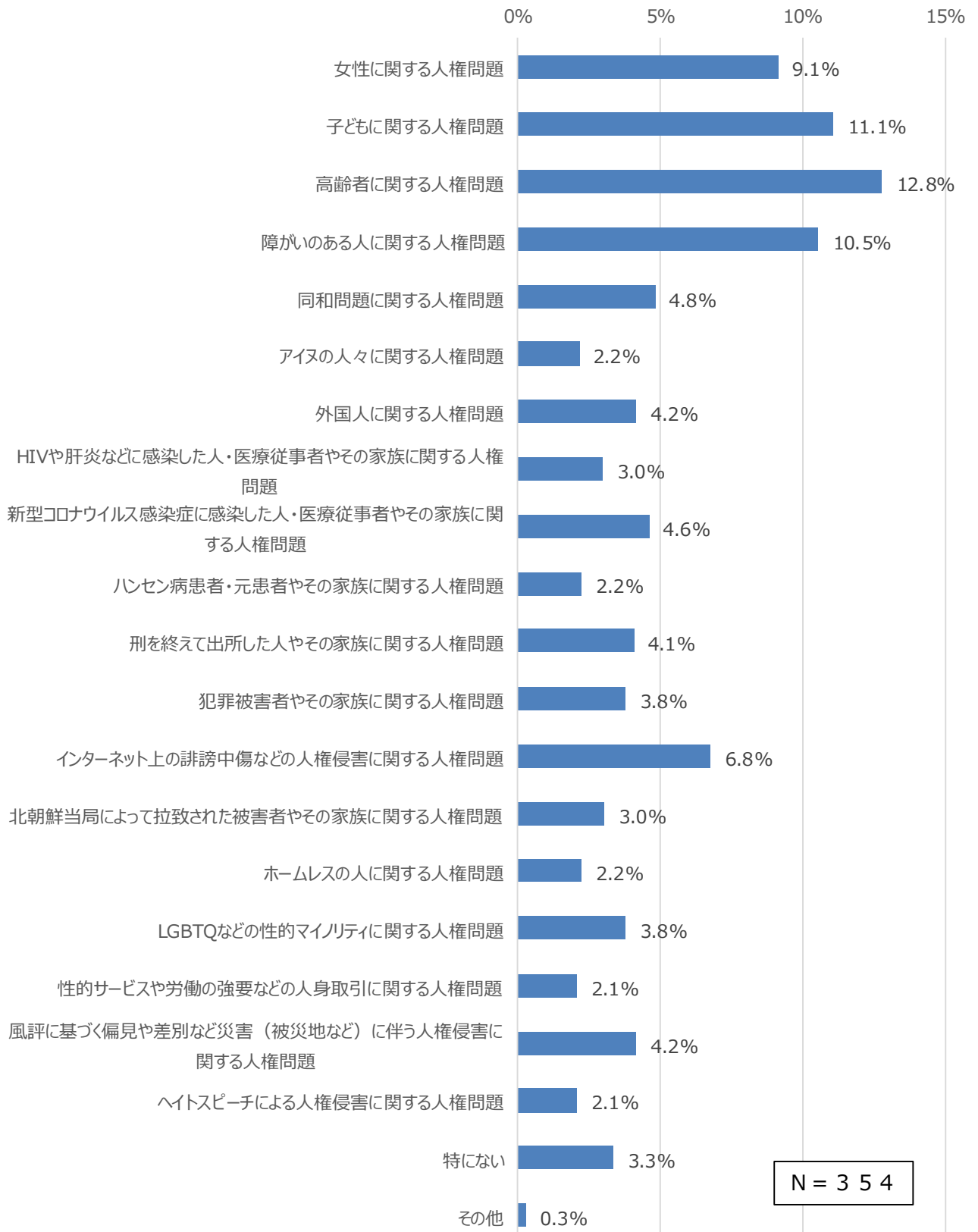


○「何もしないで我慢した」が最も多く、28.2%、次いで、「家族や親族に相談した」19.0%、「友人に相談した」14.4%であり、相談をされる場合は身近な人が多く、役場などの相談窓口相談される人は少ないことがわかります。



7) あなたが、これから学習したい、または関心がある人権問題はどのような問題ですか。あてはまるものすべて選んでください。【人権に関する町民意識調査 問44】

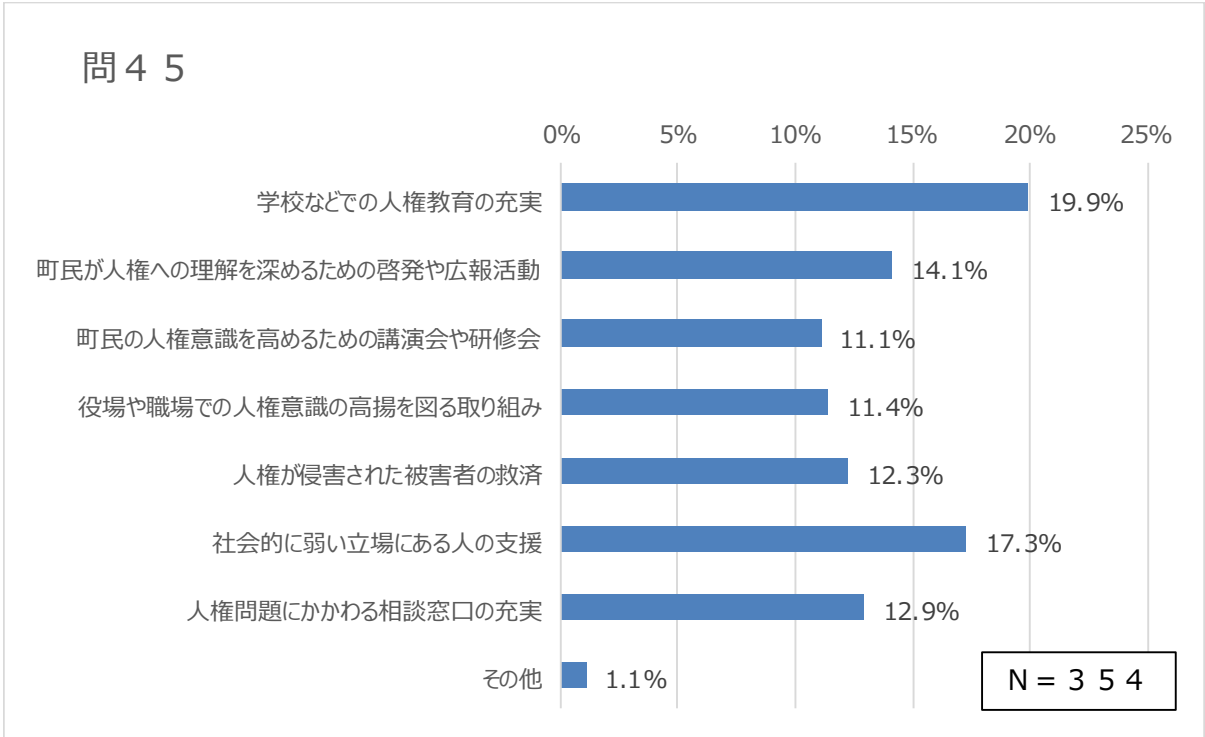
問44





○これから学習したい、また関心がある人権問題については、家族間でも話題にすることが多い「女性」「子ども」「高齢者」「障がいのある人」や「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害に関する人権問題」の割合が高く、一方、「新型コロナウイルス感染症に感染した人・医療従事者やその家族に関する人権問題」については、家族間で最も話題にされていましたが、学習したい、関心がある人権問題としての割合は低い結果でした。

8) 今後、基本的人権が尊重され、明るく住みよい町づくりを推進するため、町はどのようなことに取り組むべきだとお考えですか。あてはまるものすべて選んでください。
【人権に関する町民意識調査 問45】



○「学校などでの人権教育の充実」19.9%で、学校教育が大事と考えている人が最も多い結果となりました。次いで、「社会的に弱い立場にある人の支援」17.3%、「町民が人権への理解を深めるための啓発や広報活動」14.1%という結果でした。





第3章 課題

「人権に関する町民意識調査」の結果などを踏まえ、次の3つの課題があげられます。

1 広報・啓発の充実

町民一人ひとりに人権尊重の理念を普及し、それに対する町民の理解を深めるためには、幅広い各種の啓発活動を総合的に実施することが重要であり、継続的な人権啓発事業の実施、啓発資料等の情報提供が必要です。そのため、人権講演会等の啓発活動を継続的に実施するとともに、広報紙、町ホームページ等を活用し、町民への情報提供に取り組めます。

さらに、パソコンやスマートフォンの普及によるインターネットの広がりにより、差別や偏見を助長する情報が氾濫しているため、人権啓発のより一層効果的な推進を図る観点から、関係機関と連携・協力し、広く町民に対して人権問題の正しい情報と活動内容の広報・啓発を効果的に行っていくことが求められます。

また、役場職員は、町民の人権擁護に大きな影響力をもつ立場にあることから、人権意識をもって職務を遂行することが求められています。

このため、さまざまな人権問題を正しく理解し、人権意識を身につけるとともに、適切な対応を通して人権啓発を行っていることを認識する必要があります。

2 相談・支援体制の強化


社会情勢の大きな変化に伴い、複雑で多岐にわたる相談が多くなっています。

「今までに、自分の人権が侵されたと思った時、どのような対応をされたか」の回答では、「何もしないで我慢した」との回答が28.2%と多くありました。また、人権に関する町民意識調査の「基本的人権が尊重され、明るく住みよい町づくりを推進するため、町はどのようなことに取り組むべきか」の回答では、「学校などでの人権教育の充実」の外に「社会的に弱い立場にある人の支援」「人権問題にかかわる相談窓口の充実」があげられており、相談窓口の充実と相談を受けた後の支援体制を整備していくことが必要です。

3 関係機関等との連携

人権教育と人権啓発をより一層効果的に推進していくためには、行政のみならず、地域全体の取り組みが必要であり、関係機関が民間団体との連携・協働が重要となります。

このため、法務局などの関係機関や人権関係団体と協働して施策を推進していくことが必要です。



第4章 人権教育の推進方策

今後の人権教育は、心豊かで文化的な社会の実現に向けて、人権尊重の理念を正しく理解、体得することが必要であるという認識に立って推進するものであり、学校教育と社会教育のそれぞれの特質に留意しつつ、生命の尊さや他人との共生・共感の大切さなど普遍的な視点からの取り組みを重視し、実施します。

1 学校教育における人権教育の推進

- 1) 児童・生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、道徳や各教科等における学習内容を適切に指導することにより、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていきます。
- 2) 学習内容については、人権尊重の理念を単に知識として教えるだけでなく、豊かな感性を育み、日常生活において、他者への配慮が自然に態度や行動に現われてくるような人権感覚の育成に資するものとします。
- 3) 指導に当たっては、人権尊重の考え方が基本的人権を中心に正しく身に付くよう、自身の自由や権利と同様に他者の自由や権利を大切にすること、また、権利の行使には責任が伴うことなどについて、特に配慮します。

(具体的な取り組み)

1. 各学校における人権教育の推進にあたっては、広島県教育委員会の指導を受け、各学年の発達段階に応じて各校が作成している人権教育全体計画及び人権教育年間指導計画に基づき、適切に実施します。
2. 広島県教育委員会豊かな心と身体育成課指導主事を招へいするなどし、教職員の人権尊重の理念についての正しい理解や指導力の向上を図る研修の充実に努めるとともに、学習意欲を高める指導方法の研究・開発、また感性や人権感覚を育む学習教材の研究・開発に努めます。

2 社会教育における人権教育の推進

- 1) 地域づくりセンター等の社会教育施設を中心に行われている人権尊重に関する学習活動や交流活動において、人権尊重の理念についての正しい理解を深めていきます。
- 2) 学習内容については、相互の人権を尊重し、共存していくことが、日常生活において態度や行動に表れるような人権感覚の醸成に資するものとします。
- 3) 学習を実施するに当たっては、各自の自発的学習意思に基づき、誰もが参加しやすく、意見や感想を自由に交換できるよう留意します。

(具体的な取り組み)

1. 社会教育関係者に対して、県等が主催する人権教育の目的、基本理念を踏まえた研修への積極的参加を促し、社会教育行政に活かしていきます。
2. 地域づくりセンター等の学級や講座等において、参加型学習プログラム等を利用し、人権尊重に関する多彩な学習機会の提供を行います。
3. 県教育委員会と連携し、地域や企業で実施する人権啓発の学習等に、資料の提供や、講師の派遣などの支援を行います。



第5章 人権啓発の推進方策

1 基本的な考え方

1) 人権に関する基本的な知識の習得

令和2年11月に実施した第2次北広島町長期総合計画改訂版策定に向けたアンケート調査において、『現在の生活実感からみた北広島町の「満足度」と今後の取り組みとしての「重要度」をどう考えるか』という設問の結果、41項目ある施策全体の平均値は満足度2.29、重要度3.44に対し、「人権・差別解消」については満足度2.57、重要度3.53でした。

施策分野	満足度について					重要度について				
	満足	どちらかという満足	どちらかという不満	不満	わからない	重要	やや重要	あまり重要でない	重要でない	わからない
人権・差別解消 高齢者・子ども・障がい者・女性・同和問題など一人ひとりの人権を尊重する意識が浸透していること	4	3	2	1	0	4	3	2	1	0

【第2次北広島町長期総合計画策定に向けたアンケート（令和2年11月実施）から一部引用】

また、目指したいまちの姿については、複数回答で、「高齢者・障がい者（児）・子どもが安心して暮らせるまち」が55.7%で最も高く、「すべての人の人権が大切にされるまち」については16.5%でした。人権を尊重することの重要性の浸透のため、人権に関する基本的な知識の習得を目的として啓発を推進する必要があります。

	全体 N=474 (%)
高齢者・障がい者（児）・子どもが安心して暮らせるまち	55.7
災害に強く安全で安心して暮らせるまち	36.7
農地・緑地などを保全する自然環境にやさしいまち	36.3
多くの企業が立地し、働く場が充実したまち	32.5
高速道路へのアクセスがよい通勤・通学に便利なまち	21.3
商業・サービス施設が充実したまち	20.7
自然や歴史を活かし、多くの観光客が訪れるまち	20.3
すべての人の人権が大切にされるまち	16.5
教育・文化・芸術が盛んなまち	13.1
広島市のベッドタウンとして住宅中心のまち	7.8
その他	2.7
無回答	3.8

【第2次北広島町長期総合計画策定に向けたアンケート（令和2年11月実施）から一部引用】

2) 個性を尊重する意識の醸成

世間体や他人の思惑を過度に気にする風潮、社会における横並び意識の存在などが、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせる要因となっており、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面があります。

また、性的指向・性自認に関してなどでは、社会的関心が高まる一方で無知や誤った知識が新たな差別を引き起こしています。

このため、正しい知識の普及を行い、根拠のない不合理な差別を許さず、多様性を認め、個性を尊重し合う意識を根付かせていくような啓発を推進します。


3) 実際の行動への反映

いじめや子ども・高齢者・障がい者への虐待、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、近隣でのトラブルに起因する事件など日常生活のあらゆる場面において、人権が侵害される状況が依然として存在しています。

また、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが様々な悩みが原因で追い込まれた末、尊い生命が自殺により失われています。

このため、日常生活において、人権への配慮が自然に態度や行動に表れてくるよう、生命の尊さ・大切さや、他人との共生・共感の大切さといった人権尊重の理念を普及します。





2 各人権課題に対する取り組み

1) 女性

(1) 現状と課題

国連において昭和50年を「国際婦人年」に定め、それに続く「国際婦人の10年」を契機に、日本においても、「男女共同参画社会基本法」、「男女雇用機会均等法」や「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できるような環境整備が進められつつあります。

本町においても、平成20年に北広島町男女共同参画プランを策定し、5年毎に改訂を行ってきました。直近では、令和4年度に北広島町男女共同参画プラン（第4次）を策定し、男女共同参画推進の基本方針を定めるとともに、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。しかし、依然として、雇用機会や待遇などの面で、男女間の格差が存在したり、様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画が十分でないなど、男女共同参画が進んでいない状況があります。

また、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカーなど、人権を侵害する事案も多発しており、「DV防止法」、「ストーカー規制法」等が改正されるなどの立法的措置がとられています。

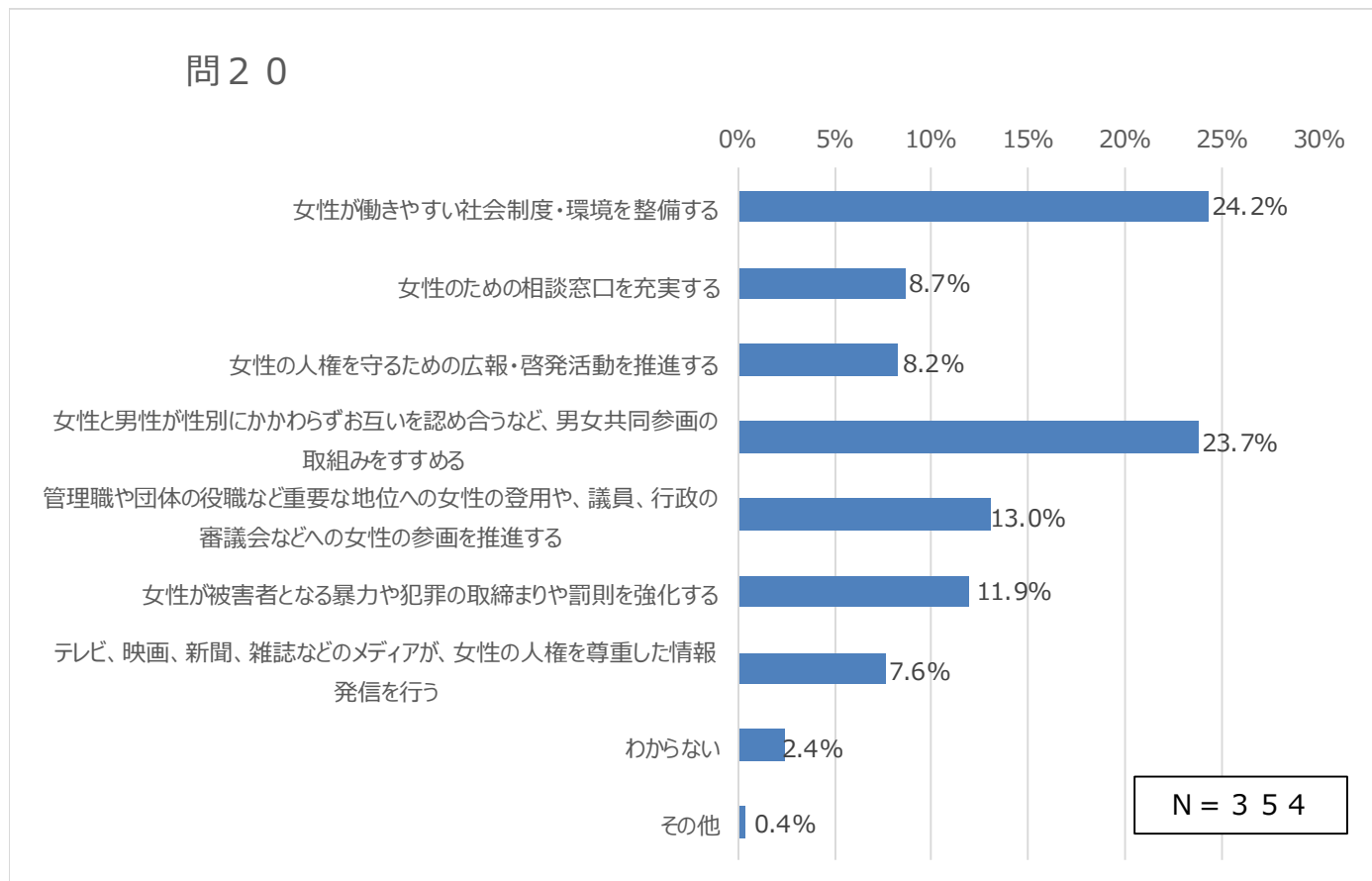
このため、北広島町男女共同参画プランに基づき、性別にかかわらず、誰もが互いに人権を尊重しながら、個性と能力を十分に発揮することができるよう、引き続き啓発などを行う必要があります。



(2) 町民意識調査結果

あなたは女性の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思われますか。

【人権に関する町民意識調査 問20】



○女性の人権を守るために必要だと思われることは、「女性が働きやすい社会制度・環境を整備する」24.2%、「女性と男性が性別にかかわらずお互いを認め合うなど、男女共同参画の取組みをすすめる」23.7%であり、この2つの項目が特に必要とされていることがわかります。

(3) 具体的な取り組み

1. 政策・方針の立案及び決定過程における男女共同参画を促進するため、町が主催する審議会等では、積極的に女性の登用を図ります。さらに、町が主催する審議会等の男女割合について、女性登用の目標数値33%を設定し、男女の構成比率の改善を図ります。
2. 女性の政治分野への関心を高め、政治分野への参画を促進するため、啓発活動を行います。また、国、県及び関係機関からの情報の収集に努め、学習機会を提供します。



3. 女性が職場で個人の能力を発揮し、多様なライフスタイルを可能にする働き方の支援を行います。
4. 男性の育児・家事への積極的な参画及び育児休暇取得の向上など、働く男女のワーク・ライフ・バランスの実現に向け啓発を行います。
5. 関係機関と連携し、女性の再就職への情報提供など、再チャレンジ支援を行います。
6. 地域活動のリーダーを養成するために、各種講座、学習会の開催及び情報提供を行います。また、男女共同参画の啓発活動を通し、意識改革を促進します。
7. 保育所等、小学校、中学校それぞれの発達段階に応じ、男女平等教育の推進を図り、児童、生徒が性別にとらわれず、それぞれ個人として能力を発揮できる人間形成をめざします。
8. 女性、子どもに対するあらゆる暴力を根絶し、誤ったジェンダー意識を解消するため啓発活動に取り組みます。また、「北広島町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」のネットワークを活用し、被害者の保護や支援の充実を図り、暴力を容認しない社会づくりを目指します。

2) 子ども

(1) 現状と課題

子どもの人権の尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進などに関しては、日本国憲法を始め、「児童福祉法」や「児童憲章」、「教育基本法」などにおいてその基本原理ないし理念が示されています。平成元年、国連において「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国も平成6年に批准しています。

また、令和5年4月には子どもの権利擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行されました。

本町においては、令和2年に「第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべての保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、安心して子育てでき、子どもの権利が守られ、健やかに育つ社会の実現に向け、関係機関と連携を図りながら取り組んでいます。

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。急速に進行する少子化、核家族化による地域とのつながりの希薄化、児童虐待の深刻化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもへの貧困状態の連鎖など、子育て家庭を社会全体で支援していくことが重要となっています。

子どもの最善の利益や権利擁護等の理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、広く町民の意識の向上を図ります。

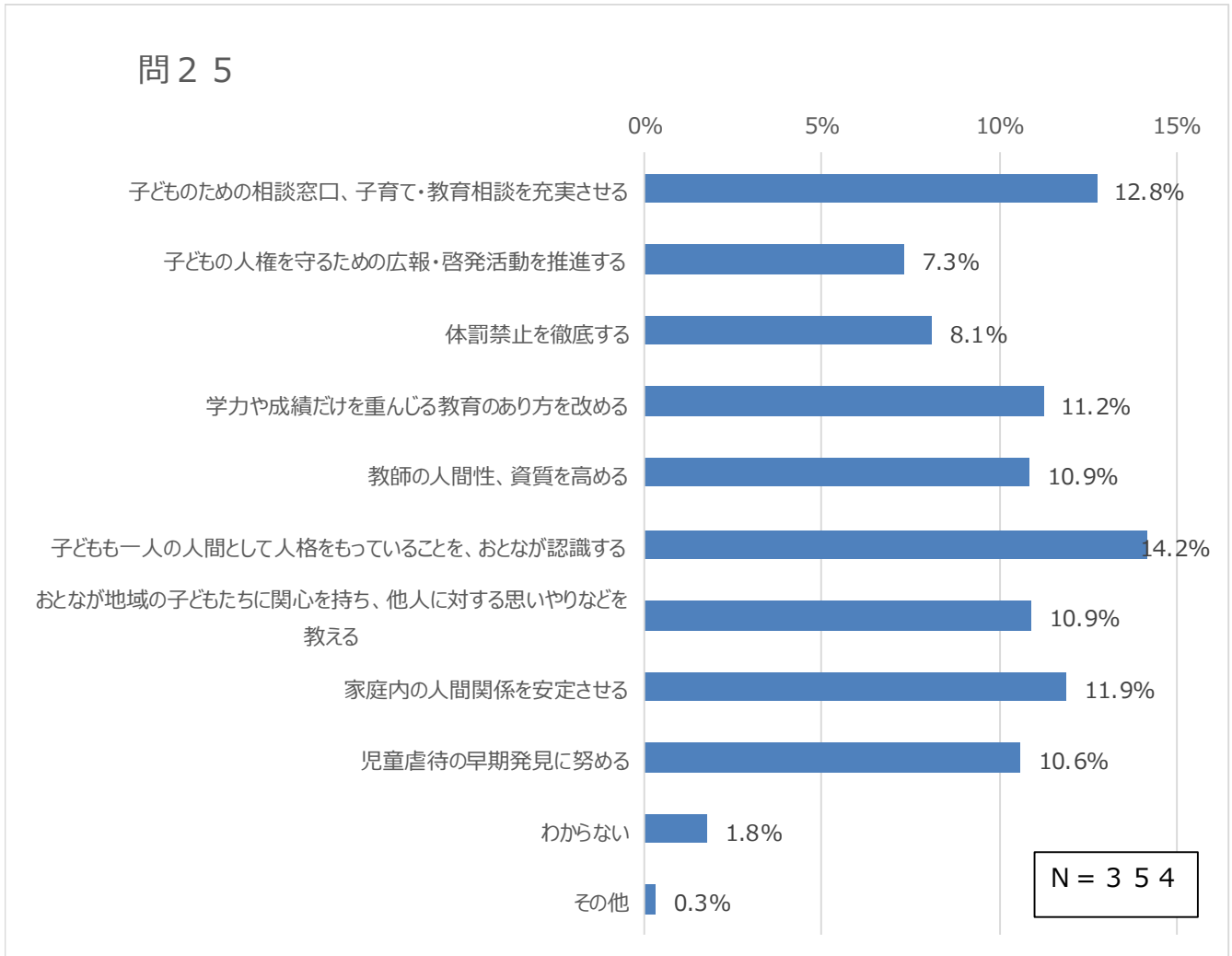




(2) 町民意識調査結果

あなたは、子どもの人権を守るためには、どのようなことが必要だと思われますか。

【人権に関する町民意識調査 問25】



○子どもの人権を守るために必要だと思われることは「子どもも一人の人間として人格をもっていることを、おとなが認識する」14.2%、次いで、「子どものための相談窓口、子育て・教育相談を充実させる」12.8%でした。

子どもも一人の人間としておとなが認識するためには、おとなへの啓発とともに、人権尊重の理念が正しく身につくよう、子どもの頃から人権教育も必要です。





(3) 具体的な取り組み

1. 広報紙、町ホームページ等を通じ、児童虐待の防止、子どもの人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、町民に対する意識啓発を推進します。
2. 児童にかかわる関係機関が連携する「北広島町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」の組織強化を進め、児童や家庭に対し適切な助言や指導等を行える体制の強化に努めます。
3. 専門機関である広島県こども家庭センターと連携し、相談、援助体制の一層の充実を図ります。
4. 児童虐待について、「北広島町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を活用した早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取組を推進します。
5. 「命の大切さ、家庭の大切さ、子育ての喜び」を学ぶことを目的に「命の授業」等の事業を実施します。
6. 小学校児童を対象とし、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、命の大切さや、相手への思いやりの心を育むため、「人権の花運動」を実施します。

3) 高齢者

(1) 現状と課題

日本は、人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府によると、総人口に占める65歳以上の人口割合（高齢化率）は、令和4年10月1日現在で、29.0%となっており、総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇し続け、令和19年には33.3%となり、国民の3人に1人が65歳以上の者になると予想されています。

そのような中で、国では、平成7年には、「高齢社会対策基本法」を制定し、高齢社会対策を総合的に推進してきました。平成12年に介護の社会化に向けて「介護保険制度」が導入されるとともに、高齢者などの権利を擁護し、支援するため、「成年後見制度」が創設され、平成17年には、「高齢者虐待防止法」が制定されました。

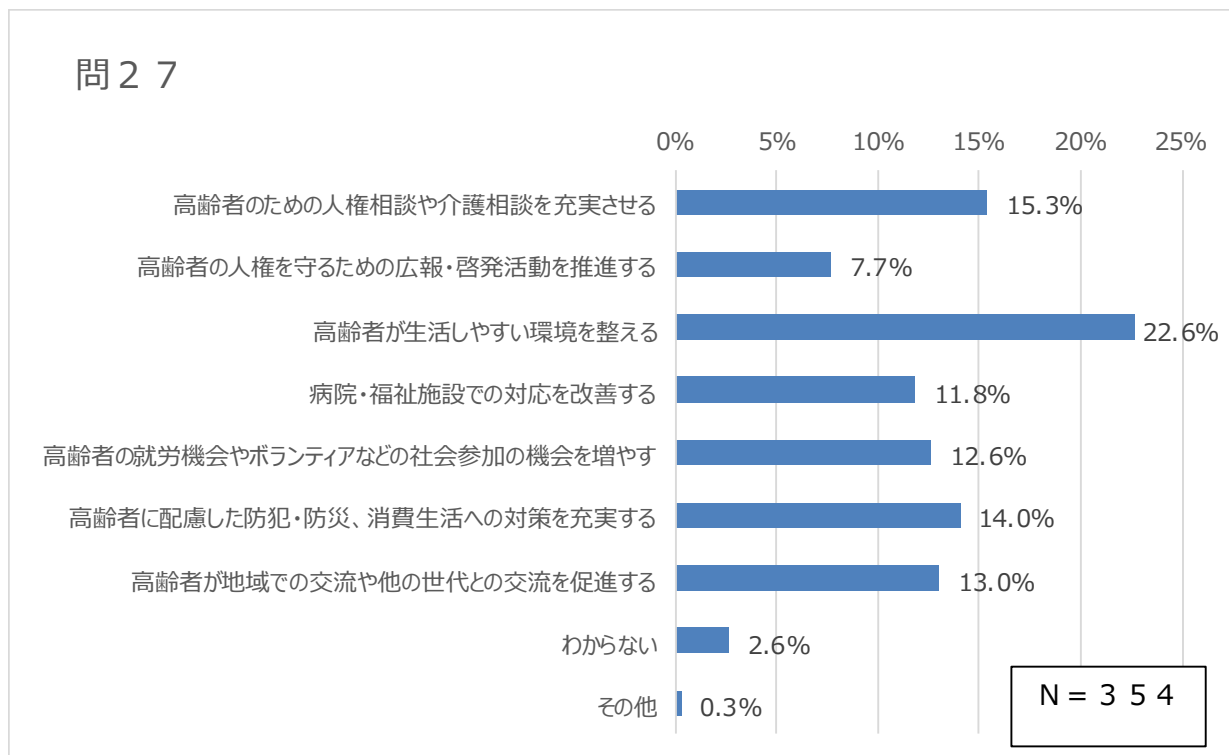
本町では、国の高齢化率を大きく上回り、高齢化が進行しています。令和5年3月末現在の高齢化率は、39.5%となっており、日常生活圏域の中では50%を超える高齢化率を示しているところもあります。

そうした状況の中、社会を構成する重要な一員である一人ひとりの高齢者が人としての尊厳を保ち、住み慣れた地域でその人らしく、いきいきと生活できるよう令和3年度から3年間を計画期間とする「第8期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者の活動・就業、権利擁護と虐待防止対策、総合的な認知症施策など各種の取り組みを推進し、高齢者等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスの提供をしていくことをめざしています。



(2) 町民意識調査結果

あなたは、高齢者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思われますか。あてはまるものすべて選んでください。【人権に関する町民意識調査 問27】



○高齢者の人権を守るために必要と思われることは、「高齢者が生活しやすい環境を整える」が22.6%で最も多く、次に「高齢者のための人権相談や介護相談を充実させる」15.3%でした。

(3) 具体的な取り組み

1. 高齢者が自ら社会活動等に積極的に参画するとともに、地域社会が高齢者の活動を積極的に受け入れるような意識づくり、環境づくりを推進します。
2. 成年後見制度をはじめとする権利擁護支援に関する中核機関（北広島町成年後見サポートセンター）を設置し、成年後見制度の利用促進、司法・福祉関係機関との連携及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた取り組みを行います。
3. 悪質商法等の知識を有する人材育成に取り組み、地域での見守り体制を強化することで、高齢者の消費生活被害の防止を図ります。
4. 住民一人ひとりの高齢者虐待に対する関心を高めるための啓発活動を行い、地域で高齢者やその家族を見守り、地域から孤立しない環境づくりに取り組みます。



5. 早期に虐待を把握するため、虐待に気付いた人は、地域包括支援センターに相談、通報するよう周知を図ります。
6. 町民全体が高齢者虐待防止の視点を持ち、地域での見守り体制の基盤をつくるため、高齢者虐待防止ネットワーク会議を開催し、情報を共有するとともに、早期発見や的確な対応のための連携強化を図ります。
7. 認知症高齢者とその家族、住民に対して、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症に対する理解を深めるとともに、地域で見守り支えあう意識を高めます。地域の認知症高齢者とその家族を支援する「認知症サポーター」の養成を行います。
8. 身近な地域で医療・介護サービスを受け、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう地域包括ケアシステムの更なる充実を図ることで、地域共生社会を実現するための地域づくりを推進します。

4) 障がい者

(1) 現状と課題

国においては、平成 23 年の「障害者基本法」の改正、平成 24 年の「障害者虐待防止法」の施行、平成 25 年の「障害者差別解消法」の制定など、国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革を行い、平成 26 年に「障害者の権利に関する条約」を締結しました。

また、平成 28 年には「障害者差別解消法」が施行され、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、国及び地方公共団体においては、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供が義務づけられ、令和 3 年には、この障害者差別解消法が改正され、事業者においても合理的配慮の提供が義務化されました。

本町においては、令和 3 年に第 3 期障害者福祉計画を策定し、「だれもが自分らしくともに安心して暮らせるまち」を目指し、福祉のまちづくりについて継続的な取組を行っています。

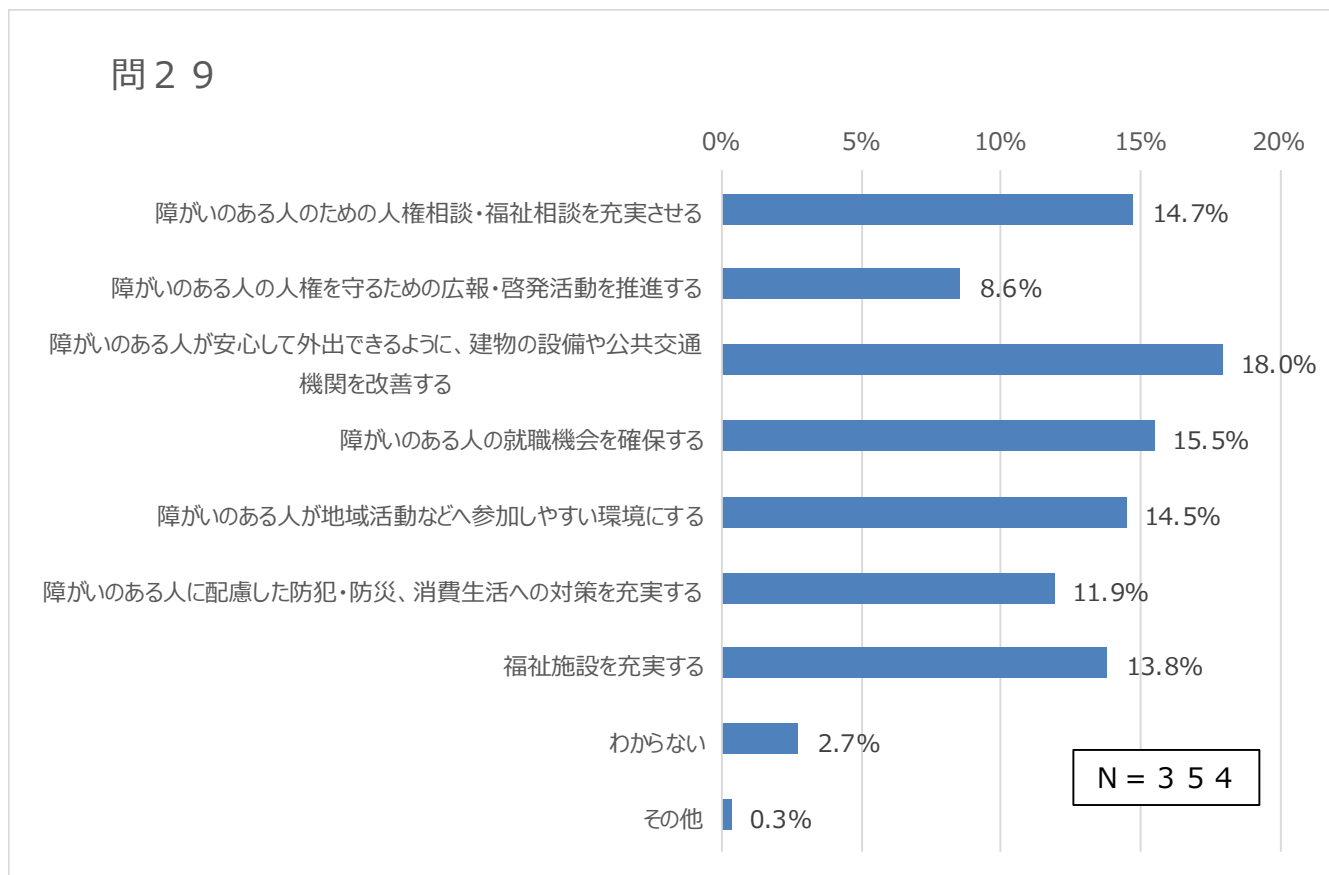
しかしながら、この第 3 期障害者福祉計画を策定する際に実施したアンケート調査においては、47.7%の方が、日常生活で差別や偏見、疎外感を感じたときがあると答えています。障がいや障がい者に対する誤った認識や偏見から生じる差別も依然として存在しています。

障がいの有無にかかわらず、誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共生する社会の実現を目指し、関係機関と連携を図りながら啓発等に取り組んでいきます。



(2) 町民意識調査結果

あなたは、障がいのある人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思われますか。あてはまるものすべてを選んでください。【人権に関する町民意識調査 問29】



○障がいのある人の人権を守るため必要と思われることは、「障がいのある人が安心して外出できるように、建物の設備や公共交通機関を改善する」が最も多く18.0%でした。他にも「障がいのある人の就職機会を確保する」15.5%、「障がいのある人の人権相談・福祉相談を充実させる」14.7%などの意見も多くありました。

(3) 具体的な取り組み

1. 障がいや障がい者に対する差別や偏見をなくすため、人権課題や町民ニーズを的確に把握し、効果的な啓発事業を実施することで正しい理解と認識を深め、ノーマライゼーションの理念の普及・浸透を図ります。
2. 「障害者雇用支援月間、発達障害福祉月間（9月）」、「障害者週間（12月3日～9日）」等の機会に広報紙や町ホームページ等により効果的な啓発・広報活動を行います。

3. 障がいに対する正しい理解を深め、虐待及び差別をなくすため、講演会や研修会などを通じて、町民に対する障がい者福祉への理解を促進していきます。
4. 子どものころから障がいに関する理解や福祉に対する理解を深めるため、小・中学校において福祉教育を積極的に推進します。
5. 関係機関と連携し、障がい者を支援するボランティア活動の充実を図ります。

5) 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、日常生活の上で差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題です。

この問題の解決を図るため、国は昭和 44 年から特別措置法に基づき、各種の特別対策を講じてきました。この結果、同和地区の環境整備などについては一定程度改善されてきましたが、程度の差はあるものの差別意識は依然として根深く存在しています。現在でも、結婚や就職などにおける差別、差別発言、差別落書き、インターネットを利用した差別情報の掲載などの事案が発生しています。この様な状況を受け、部落差別を解消するため、平成 28 年 12 月、相談体制の充実や必要な教育・啓発の実施、及び、実態調査を行う「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布・施行されました。

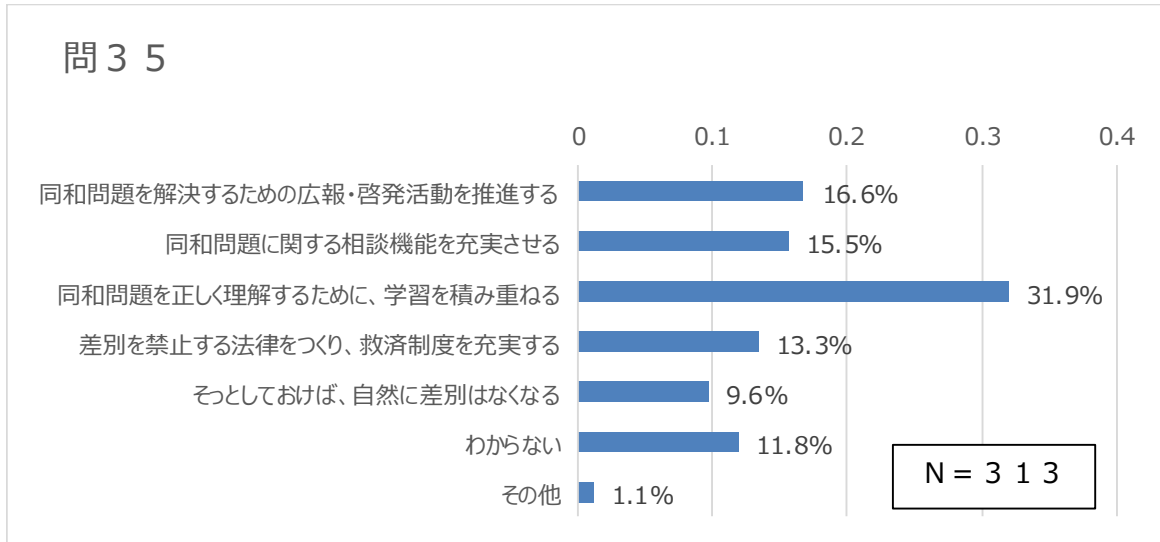
本町においても、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実や、町民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるために啓発活動を行っていく必要があります。





(2) 町民意識調査結果

あなたは、同和問題を解決するためには、どのようなことが必要だと思われますか。
あてはまるものすべてを選んでください。【人権に関する町民意識調査 問35】



○同和問題を解決するために必要と思われることは、「同和問題を正しく理解するために、学習を積み重ねる」が最も多く、31.9%でした。次いで、「同和問題を解決するための広報・啓発活動を推進する」16.6%、「同和問題に関する相談機能を充実させる」15.5%でした。一方で、「そっとしておけば、自然に差別はなくなる」という意見が9.6%でした。

(3) 具体的な取り組み

1. 同和問題の早期解決を目指して、同和問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重思想の普及を図るための啓発活動を実施します。
2. 相談体制の充実のため、巡回相談事業を実施します。
3. 誤った意識に基づく身元調査を目的とした住民票や戸籍謄本の不正取得を抑止するため、登録型本人通知制度の周知と普及に取り組みます。
4. 地域や企業で実施する人権啓発の学習等に、資料の提供や、講師の派遣などの支援を行います。
5. インターネット上の差別情報について、市町や関係機関等からの情報提供や随時検索などにより状況を把握するとともに、このような人権侵害を無くすための人権尊重の意識を高める啓発を行います。
6. 町職員を対象に実施している研修において、正しい知識の習得に取り組みます。



6) 外国人

(1) 現状と課題

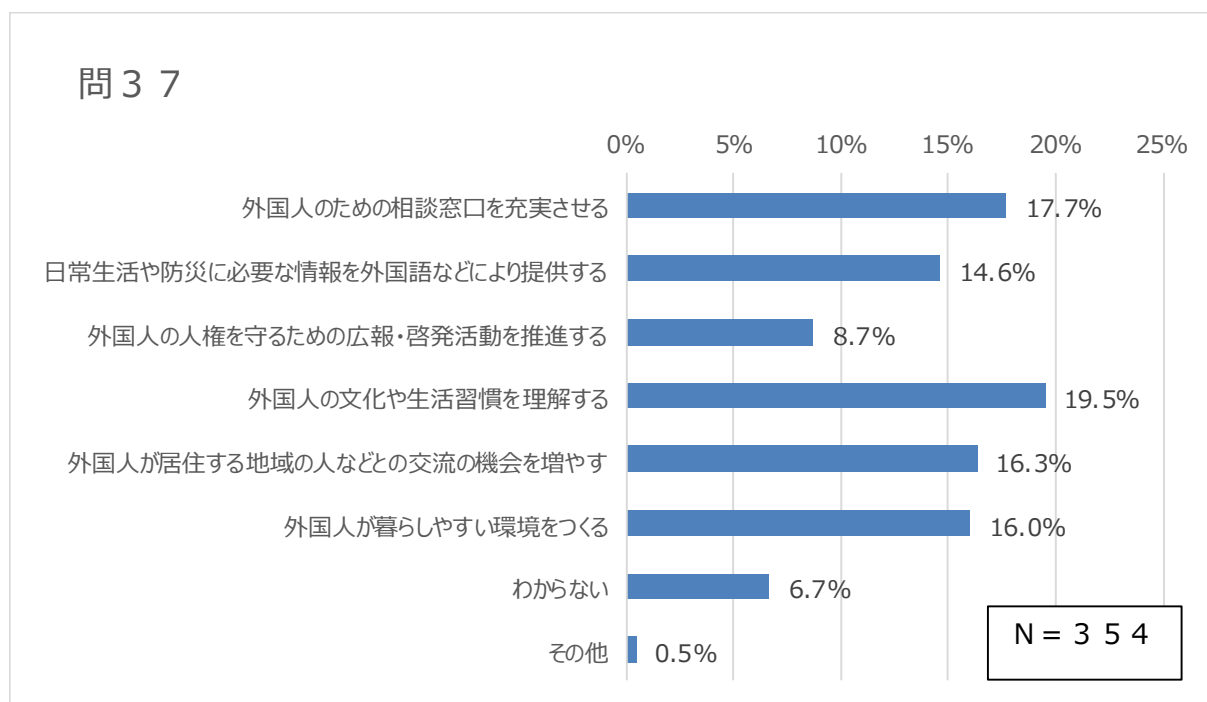
北広島町における在留外国人の方は、令和5年3月末において514人で総人口の2.96%を占めています。

在留外国人数を国籍別に見ると、ベトナムが半数以上を占め、インドネシア、タイ、中国が続き、その多くは千代田地域に在住されています。


令和2年以降、コロナ禍により町内の在留外国人数は減少傾向でしたが、徐々にコロナ禍前の人数に戻ってきています。このような状況の中で、国籍や民族を問わず全ての人の人権や様々な文化、生活習慣、価値観などが尊重されるよう、異なる文化、生活習慣、価値観などへの理解を深め、本町における多文化共生社会の実現に向け啓発を行う必要があります。

(2) 町民意識調査結果

あなたは、外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思われますか。あてはまるものをすべて選んでください。【人権に関する町民意識調査 問37】



○外国人の人権を守るため必要と思われることは、「外国人の文化や生活習慣を理解する」が最も多く、19.5%で、次に「外国人のための相談窓口を充実させる」が17.7%でした。



(3) 具体的な取り組み

1. 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、外国人の持つ文化・宗教・生活習慣等における多様性に対して寛容な態度を持ち、これを尊重するなど、多文化共生の人権意識を育てることを目指し啓発を行います。
2. 外国人に対する就労における差別や入居・入店拒否、ヘイトスピーチ等の問題に対し、県、ひろしま国際センター等の関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。
3. 「生活者としての外国人」が日本で生活する上で必要な日本語を学ぶ重要な場である「地域日本語教室」を開催し、日本語以外にも、生活・地域の情報や文化などを学ぶ場として、地域の日本人住民も参加し対話を通じて、異文化理解の推進に取り組みます。

7) 性的指向・性自認


(1) 現状と課題

国では、「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年閣議決定）において、「性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することが重要であることは当然である」とされています。

本町では、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別を無くすため、正しい知識の普及に取り組みます。

(2) 具体的な取組

1. 性的指向や性自認に関する悩みを抱えている人が、エソール広島における「LGBT相談」等、こころの健康に関する相談などの相談窓口を知り気軽に利用できるよう、効果的に相談窓口の認知度の向上を図ります。
2. より多くの町民が、自分の周りに、性的指向・性自認に悩んでいる人や、当事者がいる可能性があることを自覚してもらえるよう、人権啓発を実施し、町民理解を推進します。
3. 性的マイノリティの生きづらさ軽減の取組みとして、パートナーシップ宣誓制度の整備を行います。



8) 感染症患者等

(1) 現状と課題

医学的に見て不正確な知識や思い込みにより、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、患者や家族に対する様々な人権問題が生じています。

感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等を社会から切り離すといった視点ではなく、感染症の予防と患者等の人権の尊重の両立を基本とする観点から、患者等個人の意思や人権を尊重するとともに、あらゆる機会を通じて感染症に対する正しい知識の普及啓発を行う必要があります。

ア HIV感染者等

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症は、昭和60年に国内で最初に患者が確認されて以来、感染者は一定数横ばいで推移しています。この感染症は有効なワクチンはありませんが、治療法や治療薬は進化し、早期発見、早期治療により、エイズ（後天性免疫不全症候群）の発症を防ぎ、感染以前と同程度の社会生活を送ることができるようになりました。また、HIV感染症は感染経路の特徴から誰もがかかる可能性のある身近な問題です。


このような状況を踏まえ、HIV感染者等に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい情報提供や、検査機会の普及啓発などを行う必要があります。

イ ハンセン病回復者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。平成8年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく強制隔離政策は終結することとなりました。療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離などにより、家族や親族などとの関係を絶たれ、また、入所者自身の高齢化等により、社会復帰が困難な状況にあり、平成13年、政府と国会は患者らに謝罪を行っていました。また、平成28年には、最高裁判所も、昭和40年代まで続けられた特別法廷の取扱いについて、「偏見や差別を助長し、患者の人権と尊厳を傷つけたことを深く反省する。」と謝罪しています。

ハンセン病患者・回復者等に対する偏見や差別意識をなくすために、正しい情報を提供するなど啓発を行っていく必要があります。



ウ 新たな感染症

日本国内で令和2年に最初の感染者が確認され、全国に広がった新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったため不安や恐怖などを起因として、感染者やその家族・医療従事者等に対する不当な差別、偏見、プライバシー侵害等様々な人権侵害が顕在化しました。このような事例を踏まえれば、特定の感染症に係わらず、町民一人ひとりが感染症について正しい知識を持ち、思いやりと良識ある行動が行えるよう啓発を行う必要があります。

(2) 具体的な取り組み

ア HIV感染者等

1. 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）」に沿い、毎年12月1日の世界エイズデーのキャンペーン、成人式でのチラシ配布など、普及啓発活動を行います。
2. 保健所等で実施する検査利用機会を、広報紙等により普及啓発します。

イ ハンセン病回復者等

1. 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」を踏まえ偏見や差別の解消のため、また療養所に入所しているハンセン病回復者等が円滑に社会復帰できるよう、ハンセン病に関する正しい理解と知識の普及に努めます。

ウ 新たな感染症

1. 新たな感染症に関しても、感染者やその家族、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を防ぐため、関係課と連携し、タイムリーに正しい知識と理解促進について啓発を行います。

9) 刑を終えて出所した人


(1) 現状と課題

本人に真摯な更生の意欲がある場合であっても、偏見や差別により、就職や住居等の確保が困難など、社会復帰を目指す人たちにとって現実には厳しい状況があります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせないことから、刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発を行う必要があります。

(2) 具体的な取り組み

1. 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくし、理解を深めるため、社会を明るくする運動と連携し、7月の協調月間を中心に啓発等を行います。

- 
2. 山県地区保護司会の行う活動に協力・支援をします。
 3. 令和5年3月に策定した「北広島町再犯防止推進計画」に基づき、関係課と連携し、取組を推進します。

10) 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民全ての願いです。しかしながら、様々な犯罪が後を絶たず、犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。更に、犯罪などによる直接的な被害にとどまらず、生活上の困難、周囲の人の言動により傷つくなど二次的被害に苦しめられることもあります。

こうした中、平成16年12月には「犯罪被害者等基本法」が制定され、犯罪被害者とその家族の個人の尊厳が重んじられ、その事情に応じて、被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援を途切れることなく受けられるよう、国、地方公共団体及び国民の責務が定められました。本町においても、犯罪被害者とその家族がいつでも必要な支援を受けられ、その人権がしっかりと守られる体制整備が求められます。

(2) 具体的な取り組み

1. 安心して、被害直後から総合的な支援を受けられることができる環境を実現するため、ワンストップで支援を行えるよう体制整備を行います。
2. 山県警察署をはじめ、広島被害者支援センター・広島県等、各支援関係機関と連携し啓発等を行うとともに、各犯罪被害者支援制度の情報が提供できるよう情報収集を行います。
3. 犯罪被害者等の支援において、きめ細かく対応できるよう条例等の整備を行います。

11) インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

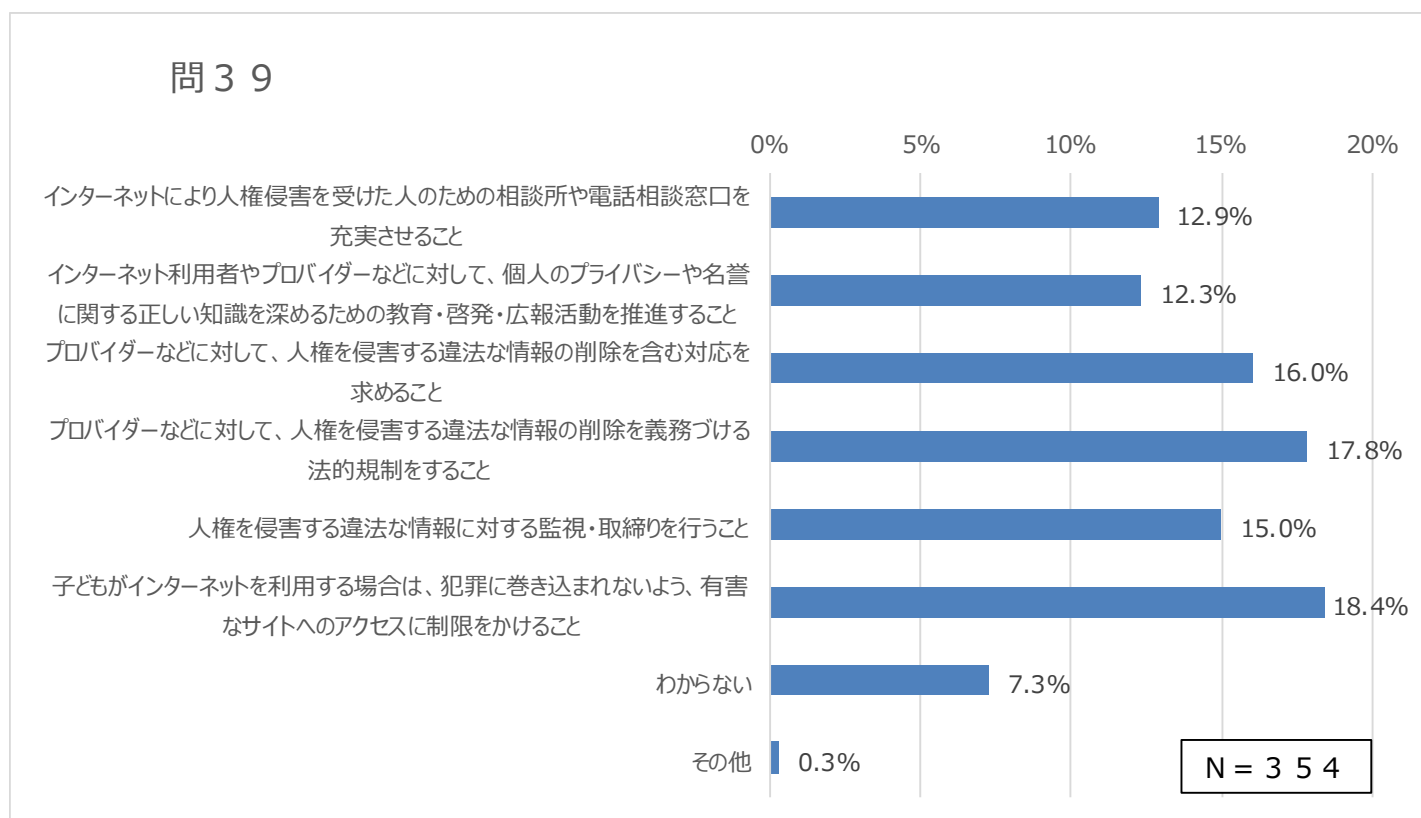
インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、ホームページ、BBS(電子掲示板)、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)などで個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。いったんインターネット上に配信されると、不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信により被害が拡大することも懸念されます。

「プロバイダ責任制限法」(平成14年5月施行)では、被害者は、被害者の権利が侵害されたことが明らかであって、損害賠償請求権の行使のために必要である場合、その

他開示を受けるべき正当な理由がある場合、プロバイダに対し、権利侵害の情報の発信者（ＢＢＳやＳＮＳなどに書き込んだ人）の氏名、メールアドレス、住所などの情報の開示を請求することができます。また、プロバイダは、インターネット上の情報を削除した場合に、その情報が他人の権利を不当に侵害していると信じるに足りる相当の理由があったときなどには、必要な限度において削除したことについて発信者から責任を問われることはないと規定されています。

（２）町民意識調査結果

あなたは、インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害の解決に向けて、どのようなことが必要だと思われますか。あてはまるものすべてを選んでください。【人権に関する町民意識調査 問３９】



○インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害の解決に向けて必要と思われることは、「子どもがインターネットを利用する場合は、犯罪に巻き込まれないよう、有害なサイトへのアクセスに制限をかけること」18.4%、次に「プロバイダーなどに対して、人権を侵害する違法な情報の削除を義務づける法的規制をすること」17.8%でした。

(3) 具体的な取り組み

1. 一般のインターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるため啓発を行います。
2. 広島法務局、広島県等その他関係機関と連携し、個人や集団にとって有害な情報の掲載等の情報収集に努めるとともに、共同し被害回復等に取り組みます。





1 2) 国及び他団体と協力していく分野

ア 北朝鮮当局による拉致問題等

(1) 現状と課題

北朝鮮当局による日本人拉致問題は重大な人権侵害であり、平成 18 年には国や地方公共団体の責務として拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されました。

(2) 具体的な取り組み

1. 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、町民の関心と認識を深めるため、12 月 10 日からの啓発週間を中心に広報・啓発を行います。

イ アイヌの人々

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユカラ（神謡）などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っていますが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつあります。

アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現することを目的として、令和元年に「アイヌ施策推進法」が施行されました。

本町は、アイヌの人々について、理解や知識を深める機会が十分であるとはいえない状況です。アイヌの人々について歴史や文化を含めた正しい理解と認識を深めるための啓発を行う必要があります。

(2) 具体的な取り組み

1. アイヌの人々に対する偏見や差別意識を解消するため、その固有の文化や伝統に対する正しい理解と認識を深め、アイヌの人々の尊厳を尊重する社会の実現を目指して啓発・広報活動を行います。

第6章 プランの推進に向けて

1 推進体制

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権問題に適切に対応するためには、庁内の各担当の専門的な対応と関連する担当課の緊密な連携体制が不可欠です。そのため、本町の人権施策を全庁的な組織で総合的・効果的に推進するとともに、人権問題を検討・協議する人権対策推進委員会を設置し、人権施策の推進を図ります。

2 国・県等との連携・協力

人権教育・啓発の推進に当たっては、広島法務局、広島県、広島県教育委員会、広島人権擁護委員協議会第四部会、広島人権啓発活動ネットワーク会議と連携・協力します。

3 フォローアップ及び見直し

人権教育・啓発に関する施策の実施状況を点検し、その結果を以後の啓発に反映させるなど、プランのフォローアップに努める。社会情勢の変化や国際的潮流の動向などを考慮し、人権に関する新たな課題についても適切に対応する必要があり、適宜、プランの見直しを行います。



用語解説

用語	解説
あ行	
エイズ（後天性免疫不全症候群）	H I V 感染を原因として生じた免疫不全の状態、及びこの免疫不全を原因として、様々な日和見感染や、場合によっては悪性腫瘍等が合併した状態のことをいう。
H I V 感染	H I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているが、エイズを発症していない状態。
S N S （ソーシャルネットワーキングサービス） （Social Networking Service）	登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
L G B T Q	「Lesbian（レズビアン）」、「Gay（ゲイ）」、「Bisexual（バイセクシャル）」、「Transgender（トランスジェンダー）」、「Queer（クィア）／Questioning（クエスチョニング）」の頭文字を取って名付けられた、幅広いセクシュアリティ（性のあり方）を総称する言葉
か行	
北朝鮮当局による拉致問題等	北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題 その他北朝鮮当局による人権侵害問題
高齢者虐待	高齢者の心身に傷を負わせる人権侵害の行為の意。殴る蹴るなどの身体的虐待、ののしる、無視するなどの心理的虐待、食事を与えないなどの介護や世話の放棄・放任、財産を勝手に使うなどの経済的虐待、性的虐待がある。
こども家庭センター	児童相談所、知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した、子供と家庭に関する総合的な相談支援機関。県内に3か所（西部、東部、北部）設置。
さ行	
児童虐待	保護者などによる、子供の心身の成長や発達に有害な影響を及ぼす行為をいう。「児童虐待防止法」では、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護、放置）及び心理的虐待と定義されている。
ジェンダー	個人が男性または女性であることに基づいて特定の役割やふるまいを要求・期待されたり、差別的取り扱いを受けたりすることに対する肯定・否定の感覚や考え方

用 語	解 説
障がい者虐待	「障害者虐待防止法」では、虐待の主体に着目して、擁護者による障害者虐待、障害者福祉施設事業者等による障害者虐待、使用者による障害者虐待の三つに分類し、行為については、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待及び経済的虐待の五つに分類している。
新型コロナウイルス感染症	人に感染する「コロナウイルス」として新たに見つかった「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）」による感染症。COVID-19。
人権擁護委員	「人権擁護委員法」（昭和24年法律第139号）に基づき、法務局・地方法務局等と連携しながら、全国各地で人権告発を含む人権擁護活動を行う民間ボランティア。市町村からの推薦を受け法務大臣が委嘱する。
ストーカー	好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、その相手などに対して、つきまとい等の好意を反復して行うこと又はそれを行う人。
性自認	自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。 多くの人は、性自認（こころの性）と生物学的な性（からだの性）が一致しているが、この両者が一致しないために違和感を感じたり、からだの性をこころの性に近づけるために身体の手術を通じて性の適合を望むことさえある（性同一性障がい）。
性的指向	人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を示す。
世界エイズデー	世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を目的に、WHO（世界保健機関）が1988年に規定したもので、毎年12月1日を中心に、世界各国でエイズに関する啓発活動が行われている。
性的マイノリティ	レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー等の性的少数者を表す言葉

用語	解説
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。「男女雇用機会均等法」においては、「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること」、または「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じること」をいう。
た行	
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。（広島県男女共同参画推進条例第2条第1項）
同和問題	日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題
な行	
認知症	脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態。
認知症サポーター	自治体等が開催する所定の養成講座を受講することで、認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を手助けしたり、見守ったりする地域のボランティア。
ノーマライゼーション	障害者や高齢者などがほかの人と平等に生きるために、社会基盤や福祉の充実などを整備していく考え方

用 語	解 説
は行	
配偶者等からの暴力 (D V)	<p>「DV防止法」上の「配偶者」とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含み、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含んでいる。</p> <p>また、「暴力」とは「DV防止法」の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指す。</p> <p>「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」においては、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力も対象としている。</p>
犯罪被害者等	<p>犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。</p>
ハンセン病	<p>らい菌による感染症で、基本的には皮膚と末梢神経の病気である。遺伝病ではなく、感染力は極めて弱い。しかしながら、患者が強制的に入所させられたことなどから、強い感染力を持った恐ろしい病気であるという誤ったイメージが定着した。有効な治療薬により完全に治り、早期に治療すれば、身体に障害が残ることはない。治癒した後に残る変化は後遺症にすぎず、回復した人に接触しても感染することはない。</p>
パートナーシップ宣誓制度	<p>各自治体が同性同士のカップルを婚姻に相当する関係と認め証明書を発行する制度</p>
ヘイトスピーチ	<p>特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動</p>
プロバイダ	<p>インターネットサービスプロバイダ。インターネットに接続できるサービスを提供する事業者のこと。</p>
B B S (電子掲示板) (Bulletin Board System)	<p>ネットワーク上で運用されるシステムの一つで、閲覧者が文字メッセージなどを書き込んだり、他の閲覧者の投稿を読むことができるシステム</p>

関係法令

アイヌ施策推進法	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(平成 31 年法律第 16 号)
北朝鮮人権侵害対処法	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 (平成 18 年法律第 96 号)
教育基本法	教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)
高齢社会対策基本法	高齢社会対策基本法 (平成 7 年法律第 129 号)
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援者に関する法律 (平成 17 年法律第 124 号)
障害者基本法	障害者基本法 (昭和 45 年法律第 84 号)
障害者虐待防止法	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成 23 年法律第 7 9 号)
障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 25 年法律第 65 号)
女性活躍推進法	女性の職場生活における活躍の推進に関する法律 (平成 27 年法律第 64 号)
児童福祉法	児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 (平成 12 年法律第 147 号)
ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成 12 年法律第 81 号)
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)
男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
D V 防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号)
犯罪被害者等基本法	犯罪被害者等基本法 (平成 16 年法律第 161 号)
部落差別の解消の推進に関する法律	部落差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 109 号)
プロバイダ責任制限法	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 (平成 13 年法律第 137 号)
らい予防法の廃止に関する法律	らい予防法の廃止に関する法律 (平成 8 年法律第 28 号)